

○議長 大城真孝君

ただいまから令和4年第2回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番大城毅議員、2番平良真也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

それでは、諸般の報告を行います。1. 理事会について、令和4年5月24日(火曜日)、令和4年第2回理事会を開催いたしました。内容につきましては、次のとおりとなっております。本議会の内容でございます。

続きまして、2. 報告事項について。1番、令和4～6年度摩文仁浄水場運転管理業務、2番、

令和4年度給水検査委託業務、この二つにつきましては、辞退者がありまして、1社しか残っておりませんでしたので、入札を中止してございます。

3番目の令和4年度水質検査業務につきましては、全業者最低制限価格を下回るために失格となっておりまして、これは2業者でございました。

4番、広報紙印刷製本業務「清ら水だより」ですけれども、107万2,544円で丸正印刷株式会社さんが落札しております。

5番目の令和3年度国庫補助事業（繰越事業）送・配水管布設工事（R3-1工区）、こちらの方は1億4,938万円で、有限会社咲尚建設さんが落札しております。

次のページをお願いします。6番目、令和3年度国庫補助事業（繰越事業）送・配水管布設工事（R3-2工区）、こちらの方は1億4,687万2,000円で有限会社野渡建設さんが落札しております。

ナンバー1の令和4年度から6年度、摩文仁浄水場運転管理業務につきましては、水ing AM株式会社沖縄営業所と、契約金額9,979万2,000円で随意契約をしております。

ナンバー2の令和4年度給水検査委託業務は、株式会社美光設備と、契約金額745万8,000円で随意契約をしております。

3番目の令和4年度水質検査業務は、受注できる業者は2業者しかなく、再び入札する暇がないために業務仕様書と一部検査数量を変更いたしまして、一般財団法人沖縄県環境科学センターと、契約金額588万5,000円で随意契約をしております。

（2）第64回水道週間の取組についてでございますけれども、例年どおり水道読本を給水区域内小学校4年生全員に授業の副読本として配布しております。

また、企業団施設等における水道週間立て看板、横断幕、のぼり設置を例年どおり行う予定でございます。

それから昨年度は書道コンクールを行いました。今年度は小・中学校生図画コンクールを実施しております。5月27日に審査を既に行っております。入選等の作品は、企業団ロビー、サンエー津嘉山シティ、サンエー八重瀬シティで展示する予定をしております。

続きまして（3）職員給与過払金の不納欠損についてでございます。職員給与問題につきましては、令和2年3月の議会の議決を経て予算計上し、未支給者（11名）には令和2年4月に給与差額の支払いを行い、過支給者（9名のうち8名）についても返金を開始しております。

しかし、1名の過支給者についてですけれども、これまで承諾のための交渉を重ねて参りましたが、令和4年3月をもちまして時効となり、令和4年3月31日に4万2,132円の不納欠損処理をしたことを報告いたします。

また、このような事態となったことにお詫び申し上げます。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

報告有難うございます。ただいまの企業長の報告についていくつか、特に入札結果について、確

か前議会でも入札が順調に行われなかったということでの項目がいくつもあって質疑したかと思えます。今回は、1社のみというのが2件あったということでもあります。

それでいわゆる順調に通常行われているような入札が行われていないというのが続いているという事態を私は当然改善されるべきものがあるのではないかなと思っているんですが、その点について、当然入札ですから、事業者の意向と言いますか、それはそれぞれですので、そういう結果になったというような報告がまたあろうかと思うんですけども、やはりこのようなことでは競争性が発揮されているのかというふうなことが指摘されますので、この辺りについて、今回こうなっている部分と、それからそのことに問題を感じているのかいないのか、私は問題があるのではないかと思います。どうなのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから2ページ目の説明の方にありますけれども、ナンバー1とナンバー2については、これは予定価格と同額ですよね。そのうち100%入札ではないわけですから、そうなるかと思うんですけども、そういったことが問題となって、結局なんら競争性が発揮されないということになっているわけです。

このことについて先程言ったようなことについてお聞かせ下さい。

それから最後のページにありました時効にかかって不納欠損処理をしたと、過大に支払って、返金されるべきがされないということになって不納欠損処理をしたということでした。新聞報道もされているというふうに聞いております。

このことについて新聞の取材にはコメントしなかったというふうに言っていました。ある町民の方の声を載せてあって、企業団だけではなくて、その送り出している町の関与が必要なのではないのかという趣旨の私は発言だったというふうに見ましたけれども、そのことについて交渉を重ねてきたということなんだが、どういう交渉をしてきたのか。相手方の主張は何なのか。このことについてお聞かせ下さい。以上、お答え下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

まずは入札についてでございますけれども、基本的に水道事業につきまして、受注できる業者が少ないというのがございます。以前は、見積をいただいて随意契約をするということでもございましたけれども、監査からの指摘もございまして、入札をということでもございますので、ですから、3番目につきましても元々2社しかできる業者がなくて、2社の指名でもって入札を行うという形になってございますので、これはかえってまた1番、2番のような状態が起りかねないというものもございます。1番、2番の方、この業務につきまして、うちの方では予定価格の公表ということをやっておりますので、先に予定価格を入札の案内の時点で見せておりますので、中止になってこの予定価格を知っているので、こういう事態、予定価格と同一の見積が出てくるというふうになってしまったということです。

そういうのもありますので、これは監査の方とも相談したいなと思っておりますけれども、こう

いうふうに2社とか、3社しかいないようなところだと、逆に随意契約の場合だと、予定価格を伏せて見積を取ることができますので、この方向でお願いしようかなというふうにも考えております。この辺また相談していきたいなと思っているところです。

(3) 職員給料過払金の交渉の内容につきましては、次長の方で説明したいと思います。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

交渉の内容ということですが、順を追って経緯を説明いたしますと、令和元年8月1日に該当者に請求書を通知しております。その中にも今回時効になった職員も当然含まれております。

その後、本人は通知の内容を拒否しておりますので、直接受け取らなかったもので、配達証明書をもって郵送する手段を取らせてもらいました。

この請求の内容は、その翌日の8月2日に労働組合と合意締結して進めてまいっております。

次、9月2日に当時の企業長の方から該当する職員には個別説明しますよということで伝えて内容の説明に入ってきましたが、10月16日に今回のこの職員は説明を拒否しました。

いま企業長からの諸般の報告にもありましたように、令和2年4月1日に、3月に議会の可決を経て、4月1日に伝票処理、予算計上とともに調定伝票にも入力を行いました。この調定伝票に入力したものが今回不納欠損ということで欠損処理をしたところであります。

5月19日には、当時の企業長がその職員に説明、そのときには本人は説明に応じております。

令和2年5月20日に給与訂正に伴う精算の通知を本人に出したところ受理していただきました。

その後、5月25日に本人が資料提供ということで申し出ておりましたので提供しました。そういったことで5月26日にも資料を提供しております。5月26日、5月27日、3回に分けて資料提供とともに7月1日には公文書請求がありましたので、その内容も提供しました。

7月20日には、本人のところ自治労県本部の方も交えてその会議を設けております。それが3回に渡って、その会議は行いました。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

相手方はどういう主張をしているのかを聞いているんです。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

本人は、これまでこういう説明をしてきたんですけど、丁寧な説明がなされていないということと、あと我々は特定の職員で発言はしてないということで、非常に本人は傷つけられたというか、そういったことがあったので、その辺の払拭をしてほしいということで、いろいろ意見を交わした内容であります。

そういうことを3回やったんですけど、当時の企業長からまたその辺についてまとめていきたいということだったんですけど、自治労県本部の方と調整するのでちょっと待ってくれということ

での回答で、しばらくは進展がなかったんですけど。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時21分）

再開（10時21分）

再開します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

結局、いま言ったように誤解を払拭してほしいと、本人はいろいろな面で自分がこういう事象でもってやられているということが非常に心に重くのしかかかっていて、それを払拭してほしいということだったんですが、我々はそういうことはないと言っているんですけど、全然進まない、解決には至っていませんでした。

それであと時効も迫ってきたところで、本人は私に話するのではなくて、弁護士立てていますから、弁護士とお話してくれということだったんですけど、結果的にそういうお話があったのが今年の最初ぐらいで、あまりにも日がないので、今回の処理に至ってきました。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時22分）

再開（10時23分）

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

説明有難うございました。先程申し上げたように、報道では組合は時効に至ったことについてコメントしていないということでした。いま私とやり取りしたようなお話をむしろ企業団は丁寧に説明すべきだったのではないかなと思うんですが、コメントがないというふうな表現でしか私は報道を受け止めて、そのとおりに書いてありましたので、なぜそうしたのか、皆さん方は、いま私に対して縷々説明していただきましたけれども、このようなことを説明しなかったのはなぜなのか、その件はむしろ積極的に自分たちの立場を主張してもいいのではないかなと思うんですが、そうしてないのがなぜか確認したいと思います。

それから、そのことについては、個人が特定される形で、その責任にされているというふうに当人は受け取っているようだというふうにやり取りして伺いましたが、私が聞いていますのは、結局、皆さん方の最後の説明も私たち議会に対する説明も清ら水だよりの項目に書いてあったとおりで。それ以上でも、それ以下でもないという雰囲気^{ちやうど}の答弁があって、非常に私自身もこれは不十分な調査報告になっているということで批判してきましたけれども、現にいま職員の中の一人は、過

払いを受けた職員なんだけれども、そのことについて十分な説明がなされない限りはというふうな雰囲気姿勢だったというふうにも伺っていますけれども、その辺がくい違ったのかなど。確かアドバイザー会議の中でも組織として不十分なところがあった的な、そういう曖昧な決着のつけ方になっていたと私は思っているんですけども、その辺が真相をきちんと解明できてないということに繋がっているのではないのかなと思うんです。

結局、お金的には時効で終わる形になってしまっているということもあるし、職員との関係も、その辺ではすっきりいってないわけですが、企業長もいま私が聞いたことについても含めて、一つはなぜコメントしなかったのかということと、それから決着、本当にあれで十分なのかということにもなるわけですけども、その辺りについて企業長どうですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団としては、本人への説明はやっているというふうに考えております。やっている中で理解をしていただけてないと、先程の件で平行線のままというのがあるということでございまして、この本人からの不満の面も調査はやっておりますし、その結果もちゃんと説明しておりますので、説明はしているけど、この件に関して本人と企業団の認識の差があると、それが埋まらないという状況だと思っております。

以前の説明について、これが十分かというのは、私の方ではちょっと判断はしかねますけれども、その当時といたしましては熟慮して、この判断に至ったものだと考えております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

マスコミにコメントしないと書いた件についてはどうということですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

新聞にもこの件について載りましたけれども、この件につきましては、しっかりまた水道利用者の方々、この辺どう理解するのもございますので、この辺はまた広報とか、そういうものを通して説明をしていきたいと思っております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いつの時点かちょっと私も正確にはわかりませんが、職員の皆さんというか、この個人も含めてなのか、正確なところはわかりませんが、やはり職員の皆さんの中にもあの説明は不十分で、十分な最終的な報告になってなくて、要するに解決にはなっていないというふうな認識があるんじゃないかと私は思っているんですよ。

そして、中には自分たちが労働組合として、皆さん方の提案した給与改正に同意する条件は、この件について真相解明がなされることだということであったけれども、実質は先程言ったように、

非常に曖昧な決着で、かつ、その後からしても非常に軽い内容の中身になってしまっているというふうな、これは私の表現ですけれども、そういうふうなことで、いわばこの約束は反故にされたというふうな思いがあるんだろうと思うんです。この点について企業長は、当時の企業長が納得されたことだからということで、もう自分には責任はないんだと言わんばかりの発言ですけれども、これは組織として、企業長というのは何代代わろうが、いまの企業長はあなたなので、あとのことについても私は責任をもつべきだと思っているんですよ。そういう覚悟がなければ、企業長に就任すべきではなかったと私は思いますが、そういう意味で私の質疑には答えていただきたい。反故にされたというようなことになっているのではないですか、いかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

私も就任いたしまして1年過ぎておりますけれども、去年の10月ぐらいですか、一応全員と面談はしてございます。この件ということではございませんけれども、全体の件ですけれども、この件につきまして説明不足ということは、今回のこの不納欠損に至った職員もこの件については説明不足ということではございません。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

何不足。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

説明不足とはどの職員も言ってございません。皆さんもこういう経緯を経て、やはりまだわだかまりがあるというか、そういうのは言う職員はおりますけれども、やはりそれを経て、しっかりまたみんな一致団結して職務にあたる雰囲気は早く作りたいというふうな希望が多かったです。

説明不足ということではなくて、職員はほとんど私が聞いた限りでは前向きに職務に邁進していきたいというふうに受け取っております。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

いまの件で確認をいたします。職員に仲榮眞企業長、そして多和田企業長を経て、いろいろと説明をして精算的な数字も出して皆さんに提示をして、この数字に関しては、皆さんの納得というか、対象者並びに企業団職員の皆さんがまず納得を全員がしているというふうに考えてよろしいですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

職員は、この件につきまして、やはり不納欠損に至ったわけですので、過払いを支払った方々もいれば、このような形で不納欠損という形になったというのもありますので、それに関してみんな良しと思っているわけでは当然ございません。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時35分）

再開（10時36分）

再開します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

先程も企業長からありましたように、該当者は全員20名いらっしゃるわけですが、当然、他の職員は納得するまでは時間かかった職員もいますけど、その上で承諾書をいただいておりますので、私たちとしては納得していただいたと思っております。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

それでは納得はすべてしたということで認識をいたしました。そういう中で、もちろん支払いもされている方、また、取り過ぎた方には返金もすべて終わっておりますし、そのお一人の方だけが感情的なことで自分はそこに関与してなかったよということが自分の名誉的なものでそう考えられているのかなという私は思いはありますけれども、それに対しても企業長の説明では、企業長3名様、ずっと説得をしてきたと。お話し合いをしてきたということで、ある意味、私はこれは本当に考え方の違いというふうに受け止めていますけれども、企業団としてはしっかりと説明をして、それで結果的には時効になりましたけど、本人の気持ちを尊重して説得できる間は説得していたと。

今回、不納欠損になりましたけれども、今後この職員に対して、これからもお話し合いは続けていくべきだというふうに考えております。今後の1職員に関して、不納欠損ですべて数字的には終わりましたが、どのような対応を今後していこうと思っているのか、その決意をお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

この件に関連して、やはり職員は皆さん何らかの傷を負っているというふうに考えております。これは過払い、未払いがあったとか関係なく、やはりそういうのもございます。

面談をしましてもそういうのは感じますので、職員メンタルに関しても、この辺からまた充実させていきたいというふうにも考えています。これも今年度から事業として予定しているのもおります。

また、本人につきましてもやはりそういうところもございますので、基本的には請求という時効に至りましたので、請求ということはできないということでございますけれども、やはりいろいろ落ち着いてきまして、支払うというような意思が出てくれば、また私もこれを収入としてあげることでは可能ですので、そういうふうになっていけば一番いいことではあるんですけども、少し柔軟な形で対応していきたいというふうに考えています。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時40分）

再開（10時41分）

再開します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 報告第1号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 大城真孝君

日程第4. 報告第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。企業長より報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第1号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和4年5月31日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

内容につきましては、次長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

次のページをお開き下さい。こちらの方は、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越は、予算科目は、款、資本的支出、項、建設改良費、このことにつきましては、固定資産に計上する科目となっております。

事業名、国庫補助事業、調査測量設計業務、予算計上額は3,872万円です。支払義務発生額は0円、翌年度繰越額は3,872万円です。

財源内訳につきましては、補助金1,392万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,479万2,000円、こちらの方は自己財源でございます。不用額はありません。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、国庫補助事業採択と補助金内示が令和3年9月21日までずれ込み、11月6日調査測量設計業務委託契約を締結し鋭意作業中であるが、関係機関との協議に時間を要し年度内に工事設計書を完成させることができなくなったためです。

次に事業名、国庫補助事業、送配水管布設工事費の予算計上額は5億1,728万円です。支払義務発生額は0円、翌年度繰越額は、5億1,728万円です。財源内訳については、補助金1億8,607万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億3,120万8,000円は自己財源でございます。不用額はありません。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、上記、設計業務の繰越に伴って令和3年度事業にかかる送配水管布設工事費全額を繰り越すためです。

次に事業名、送水及び配水施設整備事業、配水管布設工事（R3-6）の予算計上額は2,120万円です。支払義務発生額は0円、翌年度繰越額は2,120万円です。財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金2,120万円、つまり自己財源です。不用額はありません。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、道路管理者との占用協議（国道507号、県道77号線）に時間を要し年度内に工事発注ができないためです。

次に事業名、送水及び配水施設整備事業、配水管布設工事（R3-7）の予算計上額は、3,760万円です。支払義務発生額は0円、翌年度繰越額は3,760万円です。財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金3,760万円、つまり自己財源です。不用額はありません。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰り越した理由は、道路管理者との占用協議（国道331号線）に時間を要し年度内に工事発注ができないためです。

次の2ページをお開き下さい。こちらの方は、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額について説明いたします。

予算科目は、款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、ギーザ第2取水ポンプ場、避雷器用PC取替工事の予算計上額は30万8,000円です。支払義務発生額は0円です。翌年度繰越額は30万8,000円です。

財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金30万8,000円です。不用額はありません。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、電気工作物法定点検で避雷器用PC取替えの指摘を受け工事を発注しましたが、製品が年度内に納品できないためでございます。

次に事業名、新城ポンプ場高圧設備保全工事の予算計上額は、67万3,948円です。支払義務発生

額は0円です。翌年度繰越額は67万3,948円です。

財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金67万3,948円です。不用額はありません。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、電気工作物法定点検で過電流継電器OCR取替えの指摘を受けまして工事を発注しましたが、製品が年度内に納品できないためでございます。以上で、報告第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

日程第5. 議案第3号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

○議長 大城真孝君

日程第5. 議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第3号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月31日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

提案理由、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえて、本条例の一部を改正する必要があるため提案する。内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

内容につきましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告ともに期末手当を0.1号月分引き下げるというもので、現行の年間4.45月分を0.15月分引き下げることにより、年間4.30月分に改める内容となっております。

では説明いたします。1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の222.5」を「100分の215.0」に改めるものでございます。

附則、（施行期日）この条例は、令和4年6月1日から施行する。

詳細につきましては、2ページ目の新旧対照表をお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第4号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 大城真孝君

日程第6．議案第4号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第4号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月31日提出

南部水道企業団企業長 金城 政 光

提案理由、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるので提出いたします。内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

概要としましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正で、期末手当を0.1月分引き下げるといふもので、現行の年間3.35月分を0.1月分引き下げることにより、年間3.25月分に改める内容となっております。

一般職の給与改定も踏まえて改正する必要があるので提案しております。説明いたします。1ページ目をお開き下さい。

企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものでございます。

附則、（施行期日）この条例は、令和4年6月1日から施行する。

詳細につきましては、2ページ目の新旧対照表をお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第4号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 大城真孝君

日程第7. 議案第5号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第5号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

1ページをお願いします。議案第5号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）第2条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出、収入の方、1款3項その他資本収入、補正予定額が1,264万円、それによりまして3項のその他資本収入は1,264万1,000円となります。それに伴って、1款の資本的収入の額は、補正後8,514万3,000円となります。

次に支出の方、1款1項建設改良費、補正予定額が1,264万円、それによりまして1項の建設改良費は、2億5,992万6,000円となります。それによりまして、1款の資本的支出の方が3億5,810万8,000円となります。

令和4年5月31日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

詳細につきましては、次長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方は、3ページを説明いたしますので、お開き下さい。

まず、説明の前に補正予算（第1号）でございますが、主な内容は東部消防組合及び島尻消防組合消火栓設置負担金による収入の増に対しまして、同じく東部消防組合及び島尻消防組合消火栓設置工事による支出の増でございます。

それでは、令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画について説明いたします。

資本的収入及び支出（第4条予算）につきまして説明いたします。

収入において、1款3項1目寄附及び負担金1,264万円の増は、東部消防組合から消火栓設置負担金824万4,000円として南風原町内に9基の消火栓を設置する費用及び島尻消防組合から消火栓設置負担金439万6,000円として八重瀬町内に5基の消火栓を設置する費用を負担金として収入するも

でございます。

支出において、1款1項2目配水及び給水施設費1,264万円の増は、東部消防組合から収入される寄附及び負担金824万4,000円を原資としまして、南風原町内に消火栓設置工事9基、島尻消防組合から収入される寄附及び負担金439万6,000円を原資としまして、八重瀬町内に消火栓設置工事5基を発注するものでございます。

次の4ページは、令和4年度予定損益計算書（比較表）でございます。

そして5ページは、令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書（比較表）でございます。6ページ及び7ページは、令和4年度予定貸借対照表（比較表）となっております。お目通しをしていただければと思います。以上が令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第5号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和4年度第2回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年度第2回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員（議席番号5番）大城 毅

署名議員（議席番号2番）平良 真也